

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

みなし相続財産

Q：私は、夫の死亡に伴い退職手当金を受け取りました。

退職手当金は、相続や遺贈によって取得したものとみなされて相続税が課税されるのですが、ほかにはどのようなものが相続財産とみなされるのでしょうか。

A：生命保険金や生命保険契約に関する権利などが、相続財産とみなされます。

【解説】

みなし相続財産とは、被相続人の本来の財産ではないのですが、実質的に本来の財産と同様の経済的効果があるものについて、課税の公平を図る見地から、相続税法により課税財産としているものです。

みなし相続財産とされるものには、次のようなものがあります。

(1) 生命保険金等

被相続人の死亡によってもらった生命保険契約の保険金等

(2) 退職手当金

被相続人に支給されるべきであった退職手当金や功労金で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの

(3) 生命保険契約に関する権利

被相続人が保険料を負担し、被相続人以外の者が契約者になっていたもので、まだ保険事故が発生していないもの

(4) 定期金に関する権利

(5) 保証期間付定期金に関する権利

(6) 契約に基づかない定期金に関する権利

